

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱1	差別の解消
施策(1)	障がいや障がいのある人に対する理解の促進

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
1 市民や事業者などが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるように、多様な広報・情報媒体を積極的に活用します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月の障がい者週間に中心に、「広報だざいふ」やホームページ等において啓発を行う。 	44
2 障がいや障がい福祉に関する市民や事業者などの理解を深めるための講演会やイベントなどを実施します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同で精神保健福祉講演会を開催する。 ・地域イベントに関わる機会があった場合には、住民や事業者などの理解を深める取り組みを行っていく。 <p>■人権政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「10分プレゼン」を校区自治協議会役員会以外にも広げていく。 <p>■社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級を中心に学習の機会を提供していく。 ・12月発行予定の人権啓発冊子に障がいのある方に対する差別に関する内容を掲載し、人権講座「ひまわり」については、障がいのある方の人権に関する内容の講座を実施していく(内容等の詳細は未定)。 	44
3 地域とともに学び、ともに育つ教育・保育環境の中で、児童・生徒が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と知識を深めることができるよう、幼児教育や学校教育、社会教育において、体験を通じた人権教育や福祉教育をすすめます。	<p>■保育児童課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごじょう保育所で一緒に生活していく中でお互いの個性や存在を認め合い、育ちあうことを大切に保育していく。 ○手話に触れていく機会を保育の中に取り入れていく。 ○保護者へ便りでの発信 <ul style="list-style-type: none"> ・月1回のクラスだよりの内容に、人権カリキュラムのテーマ(ともだち、家族、いのち、世界、労働など)にそっての保育のとりくみを知らせる。 ・年6回、特別支援保育士担当者より、子育ち・子育てへの支援の観点からの内容でお便りを出す。(絵本の大切さ・あつたかい気持ちになる子どもの関わり・子どもの育ちへの理解など) ○保育士が正しい知識と理解を得て、人権の視点での保育につなげていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・課内「同和」問題研修に人権保育テーマを取り入れる ・すみれ園に研修依頼「言語発達支援」 ・人権保育研修 ・特別支援保育士、所長計画での職員への研修 ・多様化する保育ニーズに必要な知識や専門性の向上を図るために、市内の認可保育所の職員を対象に、「保育の質の向上のための研修会」を実施する。 <p>■社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会を対象とした研修会やジュニアリーダーズクラブの定例会等あらゆる学習の機会を利用して障がいを意識した内容を取り組む。 <p>■学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道徳の時間」や「総合的な学習の時間」を活用し、人権教育や福祉教育を実施していく。小学校においては、「総合的な学習の時間」において福祉の視点から車いす体験や障害のある人との触れ合いの場を設定した学習を行う。また、こうした体験を道徳の時間で補充・深化・統合していく、やさしさや思いやり、共生のための行動の在り方等について考えるようとする。 ・引き続き、「障がいのある子どもの居住地校交流事業」を実施していく。 	44

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱1	差別の解消
施策(2)	障がいを理由とする差別の解消の推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
4 障害者差別解消法について、法の趣旨・目的などに関する効果的な広報啓発活動、相談・紛争解決体制などの整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月の障がい者週間に中心に、「広報だざいふ」やホームページ等において啓発を行う。 ・基幹相談支援センターとして、権利擁護や虐待防止に関する相談に対応する。 	44
5 障害者雇用促進法に基づき、障がいの有無にかかわらず、均等な機会や待遇の確保、さらに、障がいのある人の有する能力が有効に發揮できるための取り組みを促進します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡障害者職業能力開発校が行う訓練が市内で実施される際に協力を行っていくほか、就労のためのスキル習得の取り組みについて、周知等による支援を行う。 	44

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1	権利を守っていきます	
施策の柱2	行政サービスなどでの権利擁護のための配慮	
施策(1)	人権や権利を擁護するための仕組みづくりの推進	

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
6 障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談体制の充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターとして、権利擁護や虐待防止のための相談に対応するとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等関係機関と連携した相談支援体制の構築を図る。 <p>■人権政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による人権相談を継続していく。 	45
7 障害者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図りながら、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見などをすすめます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人やその家族、事業所等からの相談を注意深く聞き取り、虐待事案の早期発見に努める。 ・虐待防止の相談窓口として基幹相談支援センターの周知を図る。 	45
8 成年後見制度利用促進基本計画の策定状況に応じて、関係機関などと連携しながら、障がいのある人の人権や権利を擁護する成年後見制度の普及啓発と利用促進を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談があった際には必要な支援を行う。 ・成年後見制度利用促進基本計画を今年度に策定するとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携しながら、成年後見人制度の周知と利用促進を図る。 	45
9 判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、福祉サービスの適切な選択と利用、日常的な金銭管理などを支援するため、関係機関と連携して日常生活自立支援事業「ほのぼのサービス」の普及啓発と利用促進を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切なサービス利用に向けて、計画相談支援事業所によるきめ細やかなアマネジメントを促進する。 ・金銭管理支援として「ほのぼのサービス」を紹介するなど、社会福祉協議会と連携した取り組みを行う。 	45
10 福祉サービス利用者などからの苦情について、関係機関と連携して福岡県運営適正化委員会などの苦情解決システムを活用することにより、福祉サービス利用者などの権利擁護及び福祉サービスの向上に努めます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情を受け付けた際には利用者から聴取を行い、サービス事業者に対して確認、県の担当部署に相談しながら解決を目指す。 ・必要に応じて福岡県運営適正化委員会の実施する福祉サービス苦情解決相談を案内するなど情報を共有、分析する等により、権利擁護に資する配慮を行う。 	45

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標1	権利を守っていきます
施策の柱2	行政サービスなどの権利擁護のための配慮
施策(2)	市役所等の事務や事業における権利擁護のための配慮

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
11 市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	<p>■福祉課 ・第5次障がい者プランや障害者差別解消法について、部課長を対象とした研修会を行う。</p> <p>■総務課 ・同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題に関する研修会を開催する。</p>	46
12 市役所における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。	<p>■全課 ・窓口対応では、相手の状況に合わせて、大きな声で話す、手話通訳や筆談を行う、別室で話す等配慮を行う。事業では、障がいのある人も参加できるような内容としたり、環境面や情報面においても配慮していく。 ・ホームページやパンフレット等は、誰にでも読みやすいように作成する。</p> <p>■地域コミュニティ課 ・校区自治協議会等の事業の実施に際しては、段差の解消等に配慮するとともに、障がい者が来場された場合、積極的に声をかけ、案内、介助をするようにする。</p> <p>■市民課 ・視覚障がい者への配慮の観点から、点字によるマイナンバーカード交付申請用紙、点字器を市民課マイナンバー専用窓口に備え付ける。 ・視覚障がい者等への配慮の観点から、マイナンバー制度の案内について、市民課マイナンバー専用窓口に大活字、点字、音声CDを備え付ける。</p> <p>■税務課 ・住民税の申告会場は2階以上の階層の建物であれば、引き続きエレベーターのある施設で行う。また、申告受付の際には、障がいのある人にも対応できるよう車椅子や筆談用事務用品の準備などに配慮する。</p> <p>■人権政策課 ・7月に開催予定の同和問題啓発強調月間市民講演会において、手話通訳及び要約筆記を準備。</p> <p>■建設課 ・長浦台49号線歩道拡幅・段差解消 L=160m ・水城駅・口無線歩道新設、誘導ブロック設置 L=170m”</p> <p>■上下水道課 ・車椅子で来庁される方の安全を考慮し、通路に障害物が無いかを確認するほか、必要に応じた補助を行います。</p> <p>■産業振興課 ・出前講座や講演会、勉強会を実施する際は、音声と併せて視覚的にも理解できるよう工夫を行う。</p> <p>■社会教育課 ・主催する講演会等においては、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援を準備し、情報を伝達できるよう配慮していく。</p> <p>■文化財課 ・景観・市民遺産会議等、イベントでの手話通訳、要約筆記を行う。</p> <p>■スポーツ課 ・事業の実施にあたり、障がいのある人が気兼ねなく参加できるような環境づくりや、障がいのある人に対して必要かつ合理的な配慮を行う。 ・ 障がいのある参加者へ障がい状況に応じた支援の提供、スポーツ施設のバリアフリー化の推進に努める。</p>	46

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
13 障がいのある人へ伝える案内文書や広報などについては、障がいの特性に応じて、ファックスや電子メールなどの電子媒体、録音媒体などを活用し、わかりやすい情報提供をすすめます。	<p>■全課 案内文書や広報では、文字を大きくしたり、表や図を使うなど、障がいの有無に関わらず、誰にでもわかりやすい内容や表現を行う。 ホームページ作成の時は、アクセシビリティに配慮して作成する。</p> <p>■文書情報課 相手にとってわかりやすい情報提供方法は何かを意識し、電子メール等を活用して伝えるための工夫をする。</p> <p>■税務課 案内文書や様式については、宛先の氏名、住所等個人情報を消した形でファックスや電子メールにより送付したり、文字が見やすい大きさにした様式を作成、使用し、本来の様式に添付して受け付ける等、障がいの特性や本人の希望に応じた配慮をする。</p> <p>■元気づくり課 聴覚障害者への対応として、電子メール等を活用していく。また、チラシや広報・ホームページでの情報提供の際、障がいの特性を考慮し、わかりやすい情報提供に配慮する。</p> <p>■スポーツ課 障がいのある人への連絡やコミュニケーションについて、その人の障がいの特性に応じ電子機器の活用や、イベント開催時等において、必要に応じて手話通訳者の派遣依頼等(具体的に手話通訳者が必要なイベント等の実施予定はないが、必要に応じて派遣依頼を行いコミュニケーションが円滑にできるように配慮する。)により情報提供が円滑にできるよう配慮する。</p>	46
14 投票所での段差解消や会場内の配置を誰もが移動しやすい環境となるよう工夫するなど、投票環境の向上に努めます。	<p>■選挙管理委員会 ・どの選挙においても、手すりやスロープが整備された学校施設等を投票所として使用し、会場内をスムーズに移動できるよう配置を工夫する等の投票環境に配慮した投票所づくりに努め、車いすや点字器等の物品も確保し各投票所に配置する。</p>	46

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり
施策(1)	生活を支援する情報提供の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
15 市の広報紙やインターネット、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、障がいの特性に応じた多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <p>・障がい福祉サービスや各種支援制度についてホームページの充実を図るとともに、障がい福祉の手引き冊子の内容について最新の情報を更新するなどの充実を図り、丁寧な案内を行う。</p>	47

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり
施策(2)	生活を支援する相談支援体制の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
16 障がいのある人やその家族、高齢化する介護者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとにに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。	■福祉課 ・障がい福祉ネットワーク会議（年4回）開催や筑紫地区地域自立支援協議会事務局会（年12回）・地域連携部会（年6回）の開催等を通して、市内や近隣の関係機関との連携強化を図る。	47
17 相談支援にかかる市職員の専門的知識の充実や障がい福祉相談員の適正配置をすすめるとともに、行政機関や医療機関、障がい福祉サービス事業所などの保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職の連携強化を図ります。	■福祉課 ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ障がい福祉相談員3名を福祉課に配置する。 ・年に4回の障がい福祉ネットワーク会議を通して、専門職との交流を図る。	48
18 相談者にとって必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促すていねいな意思決定支援を実践します。	■福祉課 ・相談を受ける際には相談者のニーズや困りごとを丁寧に聞き取り、障がい福祉の手引き冊子やその他の案内資料等を活用し、サービスや助成制度等の説明を行う。	48
19 市役所だけでなく、身近なところで相談支援ができる体制の整備を図っていくとともに、当事者や家族の団体による相談活動の取り組みを支援するなど、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりをすすめます。	■福祉課 ・地域活動支援センターの相談事業を支援するとともに、身体・知的障がい者相談員を配置する。 ・当事者や家族団体が行う相談活動について支援する。	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり
施策(3)	生活を支援するサービスの充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
20 障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障がい福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターの支援を行うとともに、多様な日中活動系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。 	48
21 障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保と、金銭管理などの生活援助の充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な居住系サービスの情報を提供できるよう社会資源マップの充実を図る。 ・金銭管理については、社会福祉協議会の「ほのほのサービス」や成年後見制度の情報提供を行う。 	48
22 障がいのある人の生活の支援や、社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定したサービスを提供するために、実施する事業所を確保する。 	48
23 地域で安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度や生活困窮者支援制度を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの状態に応じ、必要な日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行う。 <p>■生活支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者については、生活保護実施要領に基づき適切に給付を行う。 ・生活困窮者についても、生活困窮者自立支援事業実施要綱に基づき適切に給付を行う。 	48
24 障がいのある人を支援する家族の休息の機会や、家族同士で悩みなどを気軽に語り合える交流の場や機会について、関係機関と協力しながら、充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レスパイトケアのための安定した日中一時支援サービスを提供するために、実施する事業所を確保する。 ・相談があった際には必要に応じて、家族会やボランティア団体、福岡県ひきこもり地域支援センター家族サロン等の紹介を行う。 	48
25 感染症流行下において、事業所で「新しい生活様式」を実践してもらうために、関係機関や市関係部局との連携を図ります。さらに、必要なサービスを提供するための体制の構築に取り組みます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所における感染防止に資する物品の調達等のための特別支援金の給付を行う。 ・サービス種別によっては感染拡大防止の観点から、状況に応じたサービス提供を認めることで、事業の継続を図る。 	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱1	生活支援のための基盤づくり
施策(4)	地域生活への移行・定着支援の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
26 病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置・運営を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院後に在宅生活やグループホームの利用ができるよう適切に医療機関や相談支援事業所等と連携を行っていく。 ・保健、医療、福祉関係者による協議の場を設ける。 <p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院や施設の障がいのある人が退院し地域に帰ってくることが決まった時点で、病院や施設のスタッフ（社会福祉士や精神保健福祉士など）より市へ情報提供をいただき、協議を行い、当人が暮らしやすく、地域で安心して生活できるよう、環境整備や各種機関と連携しサポートを行う。 	48

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱2	保健・医療サービスの充実
施策(1)	障がいの原因となる疾病などの予防と保健・医療サービスの充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
27 障がいの原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るために、健康診査の受診や健康教育、健康相談などの事業の充実に努めます。	<p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診受診結果をもとに、健康相談を実施し、対象者の健診結果やライフスタイル等に応じた、医療機関受診勧奨や生活習慣改善への指導を行っていく。 <p>■国保年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者医療費 134,000,000円(当初予算) ・重度障がい者医療制度について、広報やホームページ等で周知を図り、福祉課と連携を取りながら申請漏れがないよう努める。 	49
28 障がいのある人の健康づくりを支援するため、受診しやすい健診体制の整備や、障がいの特性に応じた支援や配慮の中で保健・医療サービスを受けることができる環境づくりに努めます。	<p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健(検)診会場での配慮を必要とする方に対する介助等の事前相談について、健(検)診案内チラシにて周知し、受診しやすい環境づくりに努める。 <p>■国保年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診の受診率向上のため、未受診者に対して受診勧奨を実施する。 ・受診率の低い地域に対し、個別訪問で健診案内を行い、また、地域健診を実施する。 	49
29 医師や医療機関のスタッフが障がいの特性を理解した対応が行えるよう、市内医療機関等への啓発をすすめます。	<p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関への関わりは、がん検診に関するやりとりが多い。まずは、がん検診受診に関して障がいの特性を理解した対応をしていただけるよう、検診の在り方の検討等も踏まえ、医療機関に情報共有を行い、啓発に努める。 	49

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱2	保健・医療サービスの充実	
施策(2)	精神保健・医療施策の推進	

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
30 精神障がいに対する正しい理解を促進するためには、講演会や刊行物の配布などの広報活動を通して、普及啓発に努めます。また、うつ病などの早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、市民への普及啓発や相談支援の充実を図るとともに、筑紫保健福祉環境事務所、精神科医療機関や他の医療機関との連携をすすめます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気づくり課、県保健福祉環境事務所と合同での精神保健福祉講演会の開催や、12月の障がい者週間を中心とした、「広報ださいふ」やホームページ等における啓発を行う。 <p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー研修を実施する。 ・こころの相談を実施する。 ・太宰府市自殺対策計画の進捗確認を実施する。 	49
31 精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的なかかわりなどとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、当事者団体、家族会、障害者相談員ほか支援者で構成する「太宰府市障がい福祉ネットワーク会議」において地域の課題を共有し、さらに連携を進めていく。 ・筑紫地区自立支援協議会地域連携部会における地域連携バスの取り組みについて、周知を図る。 	49
32 筑紫保健福祉環境事務所・医療機関と連携して長期入院患者やその家族に対し、福祉サービスや地域移行後の支援体制等の情報を提供します。それにより、本人が退院後のイメージを持ち、地域移行への意欲が高まるよう支援していきます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太宰府市障がい福祉ネットワーク会議において日ごろからの支援体制の構築を図るとともに、必要に応じて関係者による個別ケース会議を行い、スムーズな地域移行への支援を行う。 	49

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱2	保健・医療サービスの充実
施策(3)	難病患者などへの支援の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
33 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、筑紫保健福祉環境事務所および保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障がい福祉サービスの利用を促進します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の障がい福祉サービスの支給決定を行っていく。決定にあたっては、県筑紫保健福祉環境事務所を始め関係機関と連携しながら、より適切なサービス決定ができるよう情報共有を図っていく。 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援や相談体制について、関係課において検討を行う。 	50

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱3	雇用と就労の充実	
施策(1)	就労支援の推進	

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
34 国や県の雇用促進事業との連携をより密にしながら、法定雇用率の順守、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供の禁止などをはじめ、障がいのある人の雇用促進と障がいのある人が働きやすい職場環境づくりをすすめるため、市民や事業者、関係団体などに対する啓発活動の充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の就労支援事業に関するチラシ配架やポスター掲示、障がい者の雇用促進に関する情報を広報やホームページに掲載する。 ・障害者差別解消法について、12月の障がい者週間を中心に、「広報だざいふ」やホームページ等において啓発を行う。 <p>■産業振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援担当課である福祉課と情報交換を行いながら、雇用主側への啓発ポスターやチラシの配架、ホームページ掲載などを行う。 ・事業者に対する情報を商工会へ提供、周知を依頼する。 	50
35 一般企業や事業所への就労や就労移行支援など、障がいのある人の雇用や就労に関する多面的で実効性のある支援をすすめていくため、関係機関と連携を図りながら、就労支援体制を強化するとともに、就労の意向があるにもかかわらず就労できない障がいのある人のため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑紫地区社会資源マップの情報を更新し多様な情報を提供することで、就労支援体制の強化を推進する。 ・障がいを理由に就労できない人からの相談や企業からの相談があった場合には、企業に対し、障害者差別解消法の趣旨を伝え、必要に応じて合理的配慮の提供を求めていく。 <p>■産業振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑紫地区企業同和問題推進委員会と連携し、同和問題や男女共同参画、障がい者差別をはじめとする人権問題に関する企業向け研修会を開催し、商工会など関連機関へ出席を依頼するなど働きかけを行う。 <p>【今年度開催日程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①令和3年 7月15日 14:00～ 筑紫地区企業同和問題推進委員会研修会 筑紫地区企業同和問題推進委員会主催(開催地 那珂川市ミリカローデン) (講演内容)「企業のための性的少数者の人権入門」 ②令和3年11月 筑紫地区企業同和問題推進委員会総会・研修会 筑紫地区企業同和問題推進委員会主催(開催地 大野城市) (講演内容)未定 	50

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱3	雇用と就労の充実
施策(2)	雇用・就労に関する総合的な相談機能の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
36 障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るために、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に関する相談があった際には、その内容により、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターちくし、就労系の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所を案内する。必要時には各機関と互いに情報共有を行う。 	51
37 相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者などの就業を促進します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業を迎える特別支援学校の生徒の進路に関する相談に対応していく。 ・一般就労を目指す人には、適切なサービスや機関を紹介する。 	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱3	雇用と就労の充実
施策(3)	雇用・就労機会の拡充

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
38 市内において障がいのある人の雇用を推進している企業や団体を支援できるよう、取り組みの検討をすすめます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の雇用を推進している企業や団体の把握を行い、支援できるような取り組みを検討していく。 	51
39 計画的な市職員採用選考試験の実施や多様な任用形態の活用により、民間企業に率先して障がいのある人たちの雇用の推進を図ります。	<p>■総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月1日の実雇用率は2.89%となっており、法定雇用率2.5%を上回っている状況である。しかし、法定雇用率が令和3年3月に0.1%上乗せされ2.6%となっていることから、今後も継続的に障がい者を対象とした会計年度任用職員の任用及び一般職員の採用試験実施に向けて取り組んでいく。 	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱3	雇用と就労の充実	
施策(4)	福祉的就労の場の充実	

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
40 身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援、就労継続支援等の就労系サービスの利用を希望する人を対象に、必要と認められる人に訓練等給付費の支給決定を行う。 ・筑紫地区合同設置の地域活動支援センターⅠ型「つくしひあ」、市単独設置の地域活動支援センターⅢ型「あす・ラック工房」等、地域活動支援センターの機能強化事業を継続する。 	51
41 労継続支援B型事業所や地域活動支援センターの障害者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかわる物品の販売などを支援します。	<p>■全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課、消耗品や役務について、障がい者支援施設等からの購入や役務の委託等について、可能なものがあれば優先的な発注を行っていく。 <p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注可能な物品や役務があれば、障がい者就労施設等からの調達に努める。 ・予算編成時等に障害者就労施設が関わる物品や役務についての情報提供を行い、予算の確保に努める。 <p>■経営企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人太宰府障害者団体協議会に福岡県民手帳の販売を依頼し、販売手数料として売り上げの10%(100冊を超えると20%)がNPO法人太宰府障害者団体協議会の収入となるようになる。 <p>■地域コミュニティ課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区自治協議会及び自治会の事業実施に際して、物品の購入や業務発注等を働きかける。 <p>■環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人太宰府障害者団体協議会にダンボールコンボスト講座業務や基材等の販売業務を委託する。 <p>■人権政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品について継続して実施する。 <p>■社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成人への人権教育及び啓発の意味をこめて、成人式記念品の候補として、宰府園作品を成人式実行委員会へ提示する。 <p>■文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡地管理において、障害者就労施設への発注が可能な業務を検討する。 	51

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます	
施策の柱4	安全安心対策の推進	
施策(1)	災害時に備えた避難行動支援体制の充実	

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
42 災害時の避難行動にかかる情報伝達について、電話やファックスや電子メールを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者避難支援制度の対象となる障がい者に対して、手帳交付時等においてチラシの配布等により制度の周知を図り、登録を促進する。 ・聴覚障がい者に対して、必要に応じて窓口等においてNET119の情報提供を行う。 <p>■防災安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進に努める。 ・特に、V-netについては、電話・FAXにて情報発信ができ、また、防災メールまもるくんではメールでの豊穣発信が可能なため、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者、避難行動要支援者への登録推進に努める。 ・Net119については、消防本部と連携をとりながら、登録の推進に努める。 ・V-netの登録者を現在の541名から570名、防災メールまもるくんの登録者を3450名から3500名へ増加を目標に周知啓発を行う。 	52
43 災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者）の把握に努めます。	<p>■防災安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者名簿を更新することを目標に、関係課、社会福祉協議会、障がい者団体協議会、自治会等と協議を行う。また、今年度は対象者約8000名に対し、登録申請依頼の文書を発送する予定。 	52
44 災害時を想定し、定期的な避難訓練を実施するとともに、地域の自主防災組織や避難行動要支援者を支援する人たち、障がい福祉サービス事業所などと、市の福祉・消防・防災部門が連携を強化しながら、支援が必要な障がいのある人への緊急通報から避難誘導に至るまでの地域をあげた支援体制の確立に努めます。	<p>■防災安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援支援制度を活用し、避難所へ避難をする際には、協力員や自治会などが声掛けを行いやすいように、登録者名簿の提供し、支援体制の確立に努める。また、今年度中に、登録者名簿を更新し、自治会へ提供できるよう努める。 ・今年度は避難訓練の予定は無し。 	52
45 災害時の避難所生活においてより適切な対応を必要とする障がいのある人の受け入れ先として、福祉避難所の確保に努めます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2福祉施設（宰府園とすみれ園）について福祉避難所としての協定を締結する。 <p>■防災安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所として受け入れが可能な施設について検討を行い、令和3年度の協定締結に向けて福祉課と協議を行う。 ・現在、福祉施設2施設と福祉避難所の協定に向けて協議を行っている。 	52
46 感染症流行下での避難所開設・運営について、関係機関と連携した体制整備をすすめます。	<p>■防災安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設・運営の方法について検討を行い、災害時の避難所運営担当課と協議を行う。 ・感染対策に必要な物品等の整備を行う。今年度はコロナに対応した避難所運営を行う必要があり、開設する避難所が増加することが想定されるため、発電機や簡易テントなどの資機材を購入する予定。 	52

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
47 見守りや声かけなど、地域における福祉活動による避難行動要支援者と日常的なかかわりを深める取り組みを支援します。	<p>■福祉課 ・地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進する。</p> <p>■高齢者支援課 ・独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援活動に寄与することを目的として、高齢者名簿を作成し、自治会長、民生委員に配布する。</p> <p>■地域コミュニティ課 ・校区自治協議会の会議に参加し、地域の活動に対し助言を行っていく。 ・東中校区で先行してモデルケースとして実施している生活支援体制整備事業を各校区でも進めていけるよう、主管課である高齢者支援課と協力していく。</p>	52

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱4	安全安心対策の推進
施策(2)	災害時の多様な情報伝達の実施

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
48 災害時における情報伝達については、電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線、広報車など、さまざまな障がい特性に応じた方法・手段の多様化に努めます。また、コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者・避難行動要支援者の災害時情報配信サービス(V-net)への登録及び音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がいのある人が円滑に消防への通報を行えるように、Net119緊急通報システムの登録を推進します。	<p>■福祉課 ・聴覚障がい者に対して、必要に応じて窓口等においてNET119の情報提供を行う。</p> <p>■防災安全課 ・広報だざいふや防災講座等において防災メールまもるくん、V-net及びNET119の登録推進に努める。 ・特に、V-netについては、電話・FAXにて情報発信ができ、また、防災メールまもるくんではメールでの豊穣発信が可能なため、太宰府コミュニティ無線の難聴地域等や要配慮者・避難行動要支援者への登録推進に努める。 ・Net119については、消防本部と連携をとりながら、登録の推進に努める。 ・V-netの登録者を現在の541名から570名、防災メールまもるくんの登録者を3450名から3500名へ増加を目指し啓発を行う。</p>	53
49 避難所において意思疎通が難しい人への補助ツールとなるコミュニケーション支援ボードの設置と活用に努めます。	■防災安全課 ・開設する避難所にコミュニケーション支援ボードの設置と活用に努める。今年度は、利用頻度の高い3避難所(プラム・カルコア太宰府、とびうめアリーナ、太宰府館)への設置を検討する。	53

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標2	自分らしい自立した生活を支援していきます
施策の柱4	安全安心対策の推進
施策(3)	消費者被害対策の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
50 障がいのある人が悪質商法などの消費者被害にあわないよう、弁護士会や警察などと連携しながら対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における啓発活動の充実を図ります。また、必要に応じて成年後見制度について情報提供を行います。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について広報等にて周知を行うとともに、必要に応じて窓口等で情報提供を行う。 <p>■産業振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が巻き込まれやすい悪質商法や消費者被害を防止するための地域における見守りのポイントについて出前講座を実施する。 ・高齢者支援課が開催(開催予定は未定)する、障がいのある人や高齢者を見守る立場の方を対象(ケアマネジャーや民生委員等)とした会議において、悪質商法の新たな手口を紹介しながら、注意すべきポイントについて講演を実施する。 ・警察、県消費生活センター、市防災安全課、市民グループと連携を図り、消費者啓発街頭啓発活動を実施する。 ・市民ギャラリーにおいて、悪質商法撲滅をテーマにパネル展を開催する。 ・庁舎内で消費者安全確保地域連絡会議を開催し、会議構成課担当者を通して消費者トラブルに遭いやすい高齢者や障がい者などを守るための情報共有や啓発活動を実施する。 ・消費者安全確保地域連絡会議(年2～3回開催)での情報交換の他、四半期ごとに消費生活センターへの相談状況と相談が急増するなど注意すべき事例について構成課へ情報共有し、また、街頭啓発などの啓発活動を協同して行う。 	53

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(1)	乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
51 乳幼児健康診査などの母子保健事業や、保育所や幼稚園などの保育・教育活動、子育て支援事業等において、発達上の問題や支援の必要性に早く気づき、早期に適切な生活支援につなぎます。	<p>■保育児童課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターや子ども発達相談室と連携しながら子どもの発達を見守り、必要な支援を考えて保育に取り組む。 <p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達相談室では、対象児の保護者からの依頼により、園訪問を行う。園での子どもの様子を確認し、園の先生にフィードバックを行って、就園先で子どもへの適切な支援に繋がっていくよう連携を図る。 <p>■子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達上の問題や支援の必要性を早期に判断し介入できるよう、乳幼児健診の受診率向上に努める。(令和2年度受診率:97.5%、令和3年度受診率目標:100%) ・未受診者に対し、文書や電話、訪問を通じ受診勧奨を実施し受診の必要性を啓発していく。 ・必要に応じて医療機関や各関係部署との情報共有および連携し、児およびその家庭に必要な支援をプランニングし実施していく。 	54
52 障がいによる症状、子どもの感じている困難の軽減、保護者が不安や悩みを打ち明けられる環境づくりのため、子どもや保護者などの個々の状況に応じた相談支援や発達支援をていねいにすすめながら、適切な療育につなげます。	<p>■保育児童課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの課題を担任や支援保育士が把握し、その子に合った支援を考え、保育をしていく。保護者から子育てに関する相談があった時は個人懇談を行い、必要な支援を考え、保護者と共有していく。 ・状況に応じて子育て支援センターや子ども発達相談室と連携していく。 <p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の状況に応じた丁寧な相談支援やフォローを行うことを心掛ける。保護者の障がい受容の観点については特に留意し、療育支援へとつなげる。保護者が子どもを理解し、具体的な対応を学べるように、子どもへの支援だけでなく、保護者支援にも重点を置く。 	54
53 乳幼児期から就学期における一貫したかかわりを充実するために、保健、福祉、教育、子育て等関係部局との連携強化を図り、相談支援体制の強化に努め、学校を卒業した後の生活支援につないでいきます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業を迎える生徒の進路に関する相談に対応していく。 ・一般就労を目指す人には、適切なサービスや機関を紹介する。 <p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に不安のある未就学児を対象に相談支援を行う。関係各課との連携を行うとともに、教育委員会の就学相談、就学前での支援へとつなぐ。 <p>■学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会において、就学前児童、児童生徒の必要な支援や就学の場を十分に協議し、丁寧な情報提供を行うことにより、保護者と合意形成を図っていく。 	54
54 発達障がいなど多様化する障がいに関し、専門的な相談支援ができる体制づくりを関係機関と連携を強化しながらすすめます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や子ども発達相談室との連携のもと、計画相談支援事業所等の関係機関とともに相談支援を行う。 <p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達相談室に専門職(保育士、臨床心理士、言語聴覚士)を配置するとともに、療育機関や医療機関等と情報交換や連携を行うことにより、専門性の高い相談支援に応える。 ・ケースに応じて関係機関と連携し、支援の充実を図る。 <p>■学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、特別支援教育担当指導主幹を課内に配置し(週5日)、更なる充実を図る。 	54

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(2)	療育の場と発達支援の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
55 より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	<p>■福祉課 ・療育や発達支援サービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。</p> <p>■元気づくり課 ・個々の状況に応じ、療育機関や医療機関への紹介、情報提供を行う。</p>	55
56 療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	<p>■福祉課 ・放課後等デイサービス事業所等の情報提供を行うとともに、適切なサービス決定を行う。</p> <p>■元気づくり課 ・対象児を教育委員会の就学相談、就学先での支援につなぐ。</p>	55

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(3)	幼児期や学齢期でのともに育つ場と学校教育の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
57 共に育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園における障がいのある子どもとの受け入れの促進を支援します。	<p>■保育児童課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごじょう保育所の保育理念に基づき、「しょうがい」児を含むすべての子どもが同じクラスで共に生活していく中で、お互いの存在を認め合い、育ち合うことを大切に就学前教育を行う。1人ひとりの個性に対し柔軟に対応し、集団の中でお互いの存在を認め合えるような保育を行っていく。 ・療育施設との交流を行い、関わり合いを深めていく。 ・私立の認可保育園において、障がい児保育事業を実施するための保育士配置に要する費用を補助し、障がいのある子どもの受け入れ体制を支援する。 	55
58 小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常学級で一緒に学習したり、学校行事や部活動などの場で交流するなど、共に学ぶ環境づくりをすすめます。	<p>■学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において、子どもの実態を考慮し、特別支援学級と交流学校(通常学級)での学習や活動体験を位置づけるよう計画する。 	55
59 教職員・指導者の障がい種別の特性についての理解を促進します。また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法・指導内容・教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。	<p>■学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校間のきめ細やかな連携及び引き継ぎを行い、児童生徒の特別支援教育についての理解と啓発を図っていく。 ・中学校区において、小学校、中学校の特別支援学級の交流会および担当者同士の情報交換会、連絡会を行い、連携と支援の充実を図っていく。 	55
60 発達障がいなど多様化する障がいのある子どもに対し、人権に配慮した専門的な対応ができるよう、小中学校における教職員研修の充実を図ります。	<p>■学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育担当者研修会を8月5日にオンラインで発達障がいに関する講話及び実践発表を行い、特別支援教育支援員の研修会を7月20日に講師招へいし、発達障がいに関する講話をを行う。教員や支援員の意識の向上を図り、障がいのある児童生徒に対する支援の充実を図っていく。 ・特別な支援をする児童生徒への具体的な支援の在り方等について助言を行う特別支援教育担当指導主幹による学校訪問も継続し、特別支援教育担当者の指導資質の向上を図っていく。 	55
61 学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や市民などの交流の機会を設けていきます。	<p>■学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「居住地校交流事業」を実施していき、相互理解を深め、豊かな人間性を培う機会をつくり、連携、交流を提供していく。 	55
62 障がいのある子どもをはじめとしたよりていねいな配慮を必要とする子どもが、放課後児童クラブ等を利用する場合、学校、保護者、コーディネーター、実施主体等で協議・連携し、参加しやすい事業内容や環境の整備の検討を行います。	<p>■保育児童課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と学童保育所と小学校の三者で、配慮を必要とする子どもについて情報交換を行い、学童保育所における保育環境の改善に努める。 	55

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(4)	学校における進路指導の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
63 障がいのある子どもの有する可能性を活かし、自立と社会参加がすすめられるよう、成長段階に応じた適切な進路指導の充実に努めるとともに、多様な進路の確保について、関係機関に働きかけます。	<p>■学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援委員会において、推奨する学びの場を提供したり、スクールカウンセラー事業における個別の面談等を行ったりして、多様な進路先について、情報を提供していく。 	56

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱1	療育と教育の充実
施策(5)	学校教育施設のバリアフリー化の推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
64 学校教育施設を利用するすべての子どもたちが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、災害時の避難場所としての利用を考慮し、学校教育施設のバリアフリー化	<p>■社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水城小学校にエレベーター及びスロープを設置する。 	56

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(1)	地域での交流の機会の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
65 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人も地域での活動や行事に参加しやすくなるよう、障害者差別解消法に基づく配慮等について啓発する。 ・障がいのある人に対する理解を深める地域の取り組みについて、必要に応じてアドバイスや情報提供などの支援を行う。 	57
66 隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画に基づき、隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを伝える啓発を行っていく。 <p>■地域コミュニティ課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報だざいふ」にて校区自治協議会主催事業や自治会の取り組みを紹介し、参加の呼びかけを行う。 	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(2)	スポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
67 障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまなスポーツ活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体等への周知を行う。 ・障がいや障がいのある人への理解を深めるために、職員向け研修(令和3年度は部課長研修)を行う。 <p>■スポーツ課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツイベントや各種教室において、障がいのある人が気兼ねなく参加できる環境づくりや、支援に取り組み活動の機会や参加の場の拡大を図る。 ・障害者水泳教室について、早めに広報等で参加者募集を行うことで、参加者層の拡大を検討する。 ・障がいのある参加者へ障がい状況に応じた支援の提供、福祉課と連携したイベント広報や協力依頼、スポーツ施設のバリアフリー化の推進に努める。 	57
68 障がいのある人が、市が実施する行事やイベント、各種教室等さまざまな文化・芸術活動に参加できるよう、条件整備や支援、人材の育成などに取り組み、活動の機会や参加の機会の拡大を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者団体等への周知を行う。 ・障がいや障がいのある人への理解を深めるために、職員向け研修(令和3年度は部課長研修)を行う。 <p>■文化学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化情報ガイドブックを編集して講座情報を発信するなど、生涯学習機会の充実を図る。発行回数年2回、発行部数各回1,600部。障がい者を含めて広く周知するために市ホームページにも掲載する。 ・市民文化祭においては、手話通訳者を配置し、聴覚に障がいのある人でも参加できるように配慮する。 	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(3)	障がいのある人や団体の支援

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
69 障がいのある人や団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、市民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人や団体が取り組む活動情報等について、市役所において配架を行う。 	57
70 障がいのある人や団体の主体性を尊重しつつ、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、表現活動への参加等を行うことで、文化の担い手となる環境の整備に努めます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の開催について情報発信を行う。 	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱2	地域での交流やスポーツ・文化芸術活動への参加の機会の充実
施策(4)	ボランティアの育成と活動の支援

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
71 障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーションや移動などの支援にかかるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体について、関係機関と協力しながら支援します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講座を開催する。 ・障がい福祉団体等へ補助金支給を行い、その運営を支援する。 <p>■地域コミュニティ課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会で実施している事業、ボランティアや市民の方と協働・協力による取組等をボランティア支援センターが発行している「ボランティア・市民活動団体一覧」に掲載するとともに、問い合わせがあった場合は各団体につなぐ。 	57

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱3	生活環境の整備
施策(1)	福祉環境整備の推進

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
72 障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、公共施設などの建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、道路交通環境や公共交通機関の利便性の向上に努めます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化のため、関係課等との検討を行う。 ・障害者差別解消法に関する職員啓発研修の実施。 <p>■管財課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県福祉のまちづくり条例」に則ってユニバーサルデザイン化を進めていく。 <p>■建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道を設置、整備する場合は、バリアフリーを考えた工事を行っていく。 長浦台49号線歩道拡幅・段差解消 L=160m 水城駅・口無線歩道新設、誘導ブロック設置 L=170m <p>■地域コミュニティ課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まほろば号」は長期間使用している車両が多く、新車を購入する場合は乗車しやすい低床車両の導入を検討する。 ・地域からの要望を反映して、バス停増設等のダイヤ改正を検討する。 	58
73 点字誘導ブロック上に物を置かないことや身体障がい者用駐車スペースの適切な利用について、広報啓発活動を強化していくとともに、公共施設では、適切な駐車スペースの確保をすすめます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字誘導ブロックや障がい者用駐車スペースの必要性について広報掲載による啓発を行う。 <p>■文書情報課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公文書館入口近くに障がい者用駐車スペースを確保する。 <p>■管財課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎正面駐車場の障がい者用駐車スペースを必要な方が適切に利用できるよう、警備員による見回りを行う。 ・点字誘導ブロック、障がい者駐車スペースの看板、駐車場屋根などの設備について不具合が無いように適切に維持管理を行う。 <p>■環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合が管理する筑慈苑施設組合、クリーンエネパーク南部に、身体障がい者用の駐車スペースを設け利用できるよう整備している。 <p>■元気づくり課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターフロアの点字ブロック上に、物品等を置かないように注意する。 <p>■高齢者支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会と協議し、障がいのある人に対する配慮について周知徹底を図る。 <p>■子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターの点字ブロック上に、物品等を置かないように注意する。 <p>■観光推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太宰府館の障がい者用駐車スペースについて、掲示などで利用者に周知させ、適切な利用ができるよう努める。 <p>■文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化ふれあい館においては玄関前に2台分の身体障がい者用駐車スペースを確保し、一般車両が駐車しないよう管理している。引き続き、この状況を継続する。 <p>■文化学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者用駐車スペースの不適切な使用がないように、声掛けなどで理解を求める。 <p>■スポーツ課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とびうめアリーナについて、障がい者用駐車スペースの適切利用や点字ブロック上に物を置かない事について、日常より広報・啓発を行う。 ・障がい者用駐車場の屋根設置や点字誘導ブロックの整備について、どのように設置するほうが利便性の向上につながるのかを検証し、検証結果を出した上で予算要求を行う。 	58

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画P ページ
74 障がいのある人の地域での活動や行事への参加を促すために、地区公民館の段差解消などのバリアフリー化を支援します。	<p>■文化学習課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区公民館の改修に対する補助金を交付する。令和3年度は20自治会に補助金計17,866,000円を予定している。この補助金はバリアフリー化支援に特化したものではないが、地区公民館の改修計画についてはバリアフリー化できるものについては所管の助言を仰ぎながら助言等を行っていく。 ・今後の施設整備計画に際してはバリアフリー化事業も対象になる旨記載する。 	58
75 障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅改修費給付事業」や「住みよか事業」に係る相談に応じ、対象者には給付を行っていく。 	58

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援
施策(1)	情報提供アクセシビリティの向上

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書 ページ
76 市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を容易に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。	<p>■全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ作成時には、ガイドラインに則り、アクセシビリティに配慮する。 ・冊子やパンフレット作成時には、図示、文字の大きさや色合いに注意し、表現もわかりやすいものとする、ルビをふるなど配慮する。 ・連絡先にファックスやメールアドレスを記載する。 <p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者プランの各課ヒアリングの機会において、問い合わせ先のメールやFAXの記載やパンフレット作成時の色やコントラストについて説明を行う。 <p>■経営企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報ださいふ」については、高齢者や障がいのある人にも読んでいただけるよう平易な文章となるように担当課と調整しながら編集を行う。さらに広報委員会においても、この視点を持ち内容の確認を行う。また、視覚に障がいのある人への配慮として、社会福祉協議会で活動する団体「声のボランティア」に「声の広報ださいふ」を作成および貸出していただく。 ・ホームページについては、令和3年9月のリニューアルを行う際に、引きつき読み上げ機能を持たせることに加え、ふりがな機能を新たに追加し機能強化を行う。また、アクセシビリティに配慮したページ作成がされるよう各課へ啓発を行う。 <p>■社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子「わたしたちの手であわせをひとつに」及び人権啓発に関する各種取り組みについては、引き続き市ホームページに掲載等において情報提供のバリアフリーに配慮していく。 	59

第5次太宰府市障がい者プラン 取り組み計画書（令和3年度）

基本目標3	社会参加の機会を充実していきます
施策の柱4	情報化の促進とコミュニケーションの支援
施策(2)	コミュニケーションの支援の充実

取り組み内容	令和3年度の取り組み計画	計画書ページ
77 手話通訳者や要約筆記者などの養成・派遣事業の充実を図ります。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の聴覚障がい者等に対して手話通訳者もしくは要約筆記者の派遣を行う。 ・手話奉仕員養成講座を実施する。 	59
78 市役所ならびに市が所管する行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みをすすめます。	<p>■全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に応じた配慮を行う。 <p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者・要約筆記者の配置やコミュニケーションボードの設置等により、正確かつ円滑に意思疎通ができるよう取り組む。 ・障がいの特性に配慮したコミュニケーションを行う。 ・窓口では、相手の状況に合わせ、コミュニケーションの方法に配慮した取り組みに務める。 	59
79 広く市民の参加を求める講演会などでは、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。	<p>■全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市主催の講演会やイベント、出前講座等では、聴覚に障がいのある人が情報を得られるよう、話し方や手話通訳・要約筆記を準備するなどの配慮に努めていく。 <p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉講演会において、手話通訳と要約筆記の配置を行う。 <p>■防災安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例年実施している、障がい者団体との防災教室において、多くの方が参加しやすく、理解できるように手話通訳や要約筆記を行うなど配慮した開催に努める。 <p>■環境課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントや環境講座を開催する際には、必要に応じて手話通訳や要約筆記を活用する。 <p>■人権政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題啓発強調月間市民講演会において、手話通訳及び要約筆記を準備。 <p>■社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権講座「ひまわり」や「人権まつりだざいふ」においては、手話通訳や要約筆記の取り組みを継続して行う。また、成人式の式典において手話通訳を実施する。 <p>■文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会やイベントなどにおいて、手話通訳や要約筆記を導入してきたが、引き続き、取り組みを継続する。また、景観・市民遺産会議等のイベントでは手話通訳や要約筆記をおこなう。 	59
80 市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレット、講演会や学習会の開催などを通じ、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人に対する理解を深める機会の提供に努めます。	<p>■福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙において、情報の取得や意思疎通が困難な障がいや障がいのある人についての掲載を行う。 	59